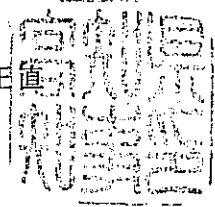


21高住宅第1495号

平成22年 3月18日

部落解放同盟高知県連合会委員長 野島 達雄 様

高知県知事 尾崎 正直



「県営住宅入居申込書」等に関する要請について（回答）

2009年12月7日付け、解高発第54048号でいただきました「県営住宅入居申込書」等に関する要請につきまして、別紙のとおり回答します。

部落解放同盟高知県連合会の要請（2009年12月7日付け解高発第54048号）に対する回答

1 入居申込書に「本籍地」欄を設け、記入を求める目的、根拠などの経緯、現状、課題について

(回答)

1 県営住宅入居申込書に記入していただいた本籍地は、入居申込者が高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第4号に規定された暴力団員でないことを確認するため、高知県警察本部と協議した上で締結した「暴力団員による県営住宅等の使用制限に関する覚書」に基づく照会の際に使用してきました。

2 一方、県が収集する個人情報に目的に応じて必要最小限とすべきことは言うまでもありません。

他県の状況等も踏まえ、高知県警察本部と、県営住宅等の使用制限に必要な情報について再度協議した結果、本籍地の情報を提供しないことについて、平成22年1月27日付で了承いただきました。

3 これを受け、県では県営住宅入居申込書に本籍地の記入を求めないこととし、運用をはじめました。

2 すべての行政施策の基本的な人権尊重の視点での点検と、県職員・県民の人権教育、啓発・研修の実施について

(回答)

1 県は、「人権尊重の社会づくり条例」や「人権施策基本方針」に基づき、国、市町村及び県民などとともに、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでいます。

2 今後におきましても、こうした社会の実現に向けて、県職員はもとより、県民に対する啓発、研修及び人権教育について、粘り強く取り組んでいきたいと考えています。